

## 4 宿泊サービス（お泊りデイ）の届出について

厚生労働省の基準省令改正により、平成27年4月1日から、指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜に行う指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）について、指定権者（姫路市）への届出が義務付けられました。

以下の場合に該当するときは、次ページに掲載する「指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する（開始・変更・休止・廃止）届出書」を作成し、提出してください。

届出の種類	届出事由	提出期限
開始届	平成27年3月31日時点において既に宿泊サービスを提供しているとき	平成27年9月30日(水)
	平成27年4月1日以降、新たに宿泊サービスを提供するとき	宿泊サービスの提供開始前
変更届	届け出た宿泊サービスの内容に変更があるとき	変更の事由が生じてから10日以内
休止・廃止届	宿泊サービスを休止または廃止するとき	休止または廃止する日の1月前

※平成27年3月31日時点において既に宿泊サービスを提供している事業所で、開始届が未提出の場合は、速やかに提出をお願いします。

なお、届出書の様式や宿泊サービスの運営に関する指針につきましては、姫路市ホームページに掲載しています。

姫路市ホームページ ⇨ 組織から探す ⇨ 健康福祉局 ⇨ 監査指導課  
⇨ 介護保険・障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監査について  
⇨ (介護保険) 事業者向け情報  
⇨ 宿泊サービス（お泊りデイ）の届出について  
[URL] [http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212387/\\_27772/\\_27779/\\_33906.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212387/_27772/_27779/_33906.html)

(別添様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する

開始  
変更  
休止・廃止  
※1

届出書

平成 年 月 日

姫路市長様

法人所在地  
名称  
代表者氏名

印

基本情報	事業所情報	フリガナ			事業所 番号	28					
		名称				連絡先	(緊急時)				
		フリガナ			-						
		代表者氏名			-						
	所在地	(〒 - ) 姫路市									
宿泊サービス	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日)		平成 年 月 日								
	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日	
	提供時間	~	その他年 間の休日								
	1泊当たりの 利用料金	宿泊	夕食	朝食							
人員関係	人員	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員(※2)	夕食介助	: ~ :	人	朝食介助	: ~ :	人	
		配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者( )								
設備関係	宿泊室	個室	合計	床面積(※3)							
			( 室)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )		
		個室以外	合計	場所(※4)	利用定員	床面積(※3)	プライバシー確保の方法(※5)				
			( 室)	( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )					
	( )			( 人)	( m <sup>2</sup> )						
( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )									
( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )									
消防設備	消火器	有・無		スプリンクラー設備			有・無				
	自動火災報知設備	有・無		消防機関へ通報する 火災報知器			有・無				

- ※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。設備関係(宿泊室・消防設備等)がわかるように「平面図」を添付してください。
- ※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。
- ※3 小数第二位まで(小数第三位を四捨五入して)記載すること。
- ※4 指定通所介護事業所等の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)
- ※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)